

国保・高齢者医療だより

8月から

保険証が新しくなります

限度額適用・減額認定申請
を忘れずに！

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者証が、8月から新しくなります。国民健康保険については、7月中旬に世帯主宛に簡易書留で郵送します。後期高齢者医療については、7月中旬に被保険者宛に簡易書留で郵送します。

8月以降に医療機関等を受診される場合は、氏名・生年月日等を確認のうえ、新しい保険証を提示してください。

保険証は大切に！

保険証は病気やケガなどで医療機関を受診する際に必要となるもので、健康保険に加入していることを証明するものです。紛失のないよう大切に保管して下さい。

なお、更新の方は、8月中旬手続きをお願いします。（後期高齢者医療制度の方は保険証と一緒に発送するので申請は不要です。）
新規・更新の手続きには保険証と印鑑が必要です。

限度額適用・減額認定申請
を忘れずに！

国民健康保険や後期高齢者医療では、病院に入院した場合や外来診療等で1つの医療機関等への支払いが高額になる場合、自己負担額や食事代が減額される認定証を交付しています。

入院等の際の自己負担額は、世帯の所得状況によって異なります。

なお、国保加入者の認定証の交付要件は、国民健康保険税を完納していることです。70歳以上のかたについては、次ページを参考ください。

保険証は大切に！

納付には便利な口座振替を！コンビニ納付もできるようになったよ！！



納税・納入通知書をお送りします

7月中旬に「国民健康保険税納税通知書」・「後期高齢者医療保険料決定通知書・納入通知書」をそれぞれ郵送します。納め忘れのないようお願いします。

なお、令和元年度の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の税率等は下表のとおりです。

※国民健康保険税は令和元年度より資産割が廃止されたことにより引き下げとなりました。

また、どちらも、世帯の所得状況によって、税及び保険料の軽減制度があります。軽減の適用を受けるために、所得申告が必要です。
詳細については、町ホームページも併せてご覧ください。

区分	国民健康保険税			後期高齢者医療保険料 (千葉県内均一)
	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分	
所得割額	7.0%	2.4%	1.8%	7.89%
平等割額	25,000円	—	—	—
均等割額	26,000円	11,000円	15,000円	41,000円
賦課限度額	610,000円	190,000円	160,000円	620,000円

▼問合せ
町民課国保年金係
町民課税務係
電話番号
②2112
②2113